

平成 28 年 度

福祉行政のあらまし

愛知県豊田加茂福祉相談センター

目 次

第1	管内の概要	1
第2	福祉相談センターの概要	2
1	主な沿革	2
2	組織及び事務分掌	3
第3	地域福祉課の概要	4
1	地域福祉	4
2	児童福祉（保育所・特別児童扶養手当）	5
3	ひとり親家庭への自立支援	6
4	女性相談	8
5	高齢者福祉	10
6	障害者福祉	12
第4	児童育成課の概要	15
1	業務系統図	15
2	相談の状況	16
(1)	相談の分類	16
(2)	年度別・区分別相談件数の推移	16
(3)	相談種別受付件数	17
(4)	相談の処理状況	17
(5)	一時保護の状況	18
(6)	児童虐待相談	18
(7)	障害相談	20

第1 管内の概要

豊田加茂福祉相談センターの所管する豊田市、みよし市は、愛知県のほぼ中央に位置し、北は岐阜県、長野県と隣接し、東は新城市及び北設楽郡に、西は日進市、瀬戸市などに、また南は岡崎市、安城市などと接している。地域の総面積は950.51㎢で、矢作川など河川の恵みを受けた平坦部とその周りを囲む山間部からなっており、全面積の66.6%が森林でおおわれ豊かな自然に恵まれている。都市平野部では矢作川、境川の肥沃な沖積層地帯が広がっており、農業・工業ともに盛んで、特に自動車関連産業は世界に冠たる業績を誇っている。また、農業では米を始め、シンピジウム、梨、桃、柿など様々な農作物が生産されている。

交通面では、東名高速道路、伊勢湾岸自動車道、東海環状自動車道及び新東名高速道路（平成28年2月、豊田東JCT～浜松いなさJCT間開通）が整備され4つの高格幹線道路の結節点となり、7箇所インターチェンジを有する広域交通の要所となっている。

また、鉄道では、名古屋鉄道三河線、豊田線及び愛知環状鉄道が住民の足となっている。

管内の人口

平成28年4月1日現在

区分	世帯数	総人口	年齢別人口					
			0～14歳		15～64歳		65歳以上	
			実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
愛知県	世帯 3,081,402	人 7,487,437	人	%	人	%	人	%
管内	豊田市	170,979	423,206					
	みよし市	22,718	62,008					
	計	193,697	485,214					

(注) 1 愛知県県民生活部統計課「愛知県人口動向調査」による数値

2 「年齢別人口」については、平成27年度国勢調査の結果が出されていないため、発表されていない。

第2 福祉相談センターの概要

1 主な沿革

年 月 日	旧足助事務所	旧豊田加茂事務所	旧児童相談センター
昭和 26 年 9 月 1 日	東加茂地方事務所に民生課設置 管轄区域: 東加茂郡 位置: 東加茂郡足助町	西加茂地方事務所に民生課設置 管轄区域: 西加茂郡 位置: 西加茂郡挙母町 (現豊田市元城町 1-46)	
昭和 30 年 11 月 10 日	足助事務所と名称変更	挙母事務所と名称変更	
昭和 34 年 7 月 15 日		豊田事務所と名称変更	
昭和 39 年 4 月 1 日	事務所新築移転 (位置は同じ)		
昭和 42 年 4 月 3 日		事務所新築移転 位置: 豊田市元城町 4-45	
昭和 50 年 4 月 1 日			豊田児童相談所設置 (県内 6 番目) 管轄区域: 豊田市、東加茂郡、西加茂郡 位置: 豊田市小坂町 2-49
平成 14 年 4 月 1 日	豊田加茂事務所に健康福祉課設置 (地方機関の再編による統合により北設楽郡稲武町が管轄に加わる。) 管轄区域: 豊田市、東加茂郡、西加茂郡、北設楽郡稲武町 位置: 豊田市錦町 1-22-1 (加茂保健所内)		豊田加茂児童相談センターと名称変更 事務所の移転 位置: 豊田市錦町 1-22-1 (加茂保健所内)
平成 15 年 4 月 1 日	郡区域変更により、稲武町が東加茂郡となる。		同左
平成 17 年 4 月 1 日	管轄区域の変更 (西加茂郡藤岡町、小原村、東加茂郡足助町、下山村、旭町、稲武町が豊田市へ合併) により、管轄区域は豊田市、西加茂郡 (三好町) となる		同左
平成 20 年 4 月 1 日	豊田加茂福祉相談センター設置 (地方機関の再編による名称及び体制の変更) (豊田加茂児童・障害者相談センター、豊田加茂福祉事務所)		
平成 22 年 1 月 4 日	三好町が市制施行により、みよし市となり、豊田加茂福祉事務所が廃止となる		
平成 25 年 3 月 25 日	事務所の移転 位置: 豊田市元城町 3-17		

2 組織及び事務分掌

センター長——次長兼地域
福祉課長

課長補佐——主任主査 1名

〔地域福祉〕 主 査 1名

〔グループ班長〕 主 任 1名

非常勤嘱託員 5名

(うち、女性相談員 2名)

- ・センターの管理に関する事
- ・民生委員・児童委員に関する事
- ・児童福祉（措置を除く。）に関する事
- ・児童措置費用負担金徴収事務に関する事
- ・障害児施設受給者証発行に関する事
- ・高齢者福祉に関する事
- ・障害者福祉に関する事
- ・各種手当（特別児童扶養手当・遺児手当等）に関する事
- ・女性相談に関する事
- ・その他福祉に関する事

児童育成課長——主 任 3名

〔児童育成
グループ班長〕 主 事 12名

- ・児童の心理判定指導に関する事
- ・療育手帳に関する事
- ・障害児地域等支援事業に関する事
- ・法第24条の2に基づく障害児施設給付費の支給決定に関する事
- ・法第12条に基づく児童の相談面接、訪問、調査及び助言指導に関する事
- ・法第26条及び第27条に基づく措置児童並びに保護者の指導に関する事
- ・里親家庭の訪問調査指導に関する事
- ・法第27条に基づく措置事務に関する事
- ・身体及び知的障害者の相談及び指導に関する事

第3 地域福祉課の概要

1 地域福祉

民生委員、社会福祉協議会を始め社会福祉団体やボランティアなどの協力を得て、地域での福祉の推進に努めている。

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、地域社会の福祉を増進することを目的として、市町村の区域におかれている民間奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年とされている。

その職務は、地域住民の生活状態を把握し、要保護者の相談に応じ、その更生を援助するとともに、福祉事務所、市町村等の関係行政機関に協力し、あるいは社会福祉施設と密接に連絡してその機能を助ける等、きわめて広範囲に及んでいる。

また、民生委員は、児童福祉法第16条の規定により児童委員を兼ねることとなっており、児童福祉の増進にも重要な役割を果たしている。

さらに、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う児童委員活動の一層の推進を図ることを目的に、平成6年1月1日から主任児童委員が設置され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開している。現在の任期は平成25年12月1日～平成28年11月30日の3年間である。

ア 民生（児童）委員配置状況 平成28年4月1日現在

区分	定員	現員
みよし市	68（4）人	68（4）人

（注）（ ）は主任児童委員数の再掲、豊田市は中核市であるため除く。

イ 民生委員・児童委員活動等費用弁償費

民生委員・児童委員が日常活動において要する費用として弁償費を交付する。

＜根拠＞民生委員・児童委員活動等費用弁償費交付要綱

民生委員1人当たり年額
58,200円（うち民生委員分29,100円、児童委員分29,100円）

ウ 民生委員協議会活動費交付金

民生委員協議会活動費交付金は、民生委員協議会活動の進展を図るため民生委員協議会の開催に要する経費として交付する。

＜根拠＞民生委員協議会活動費交付金交付要綱

民生委員定数1人当たり	1民生委員協議会当たり
2,664円	33,400円

2 児 童 福 祉

子育て家庭への支援

(1) 保育所

保護者の就労や疾病などにより家庭で保育することができない乳幼児の保育を、保育所で保護者に代わって実施している。

福祉相談センターでは、毎年みよし市の公立保育所について、児童福祉行政指導監査を実施している。

保 育 所 設 置 状 況 (平成28年4月1日現在)

市名	施設名	経営主体	設置年月日	定員 (人)	法による 入所児童 (人)	法による 入所率 (%)	在園 人員 (人)
みよし 市	なかよし保育園	みよし市	昭45.4.1	120	101	84.2	101
	みどり保育園	〃	昭45.9.1	180	140	77.8	140
	打越保育園	〃	昭48.4.1	150	122	81.3	122
	城山保育園	〃	昭49.2.1	90	75	83.3	75
	明知保育園	〃	昭50.4.1	120	50	41.7	50
	すみれ保育園	〃	昭52.4.1	100	48	48.0	48
	わかば保育園	〃	昭54.4.1	160	127	79.4	127
	天王保育園	社会福祉法人	平21.4.1	160	147	91.9	147
	黒笹保育園	学校法人	平26.4.1	180	138	76.7	138
	筋生保育園	学校法人	平27.4.1	180	135	75.0	135
	合計	10か所	—	1,440	1,083	75.2	1,083

(注) 豊田市は中核市であるため除く。

(2) 特別児童扶養手当 (事業開始 昭和39年度)

家庭において、精神又は身体に障害のある児童を監護又は養育している者に手当を支給し、その障害児の福祉の増進を図っている。

ア 支給要件

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護又は養育している者。

	療育(躰)手帳	身体障害者手帳
精神又は身体に重度の障害のある児童 (1級該当児)	A(1・2度)程度	1・2級程度
精神又は身体に中度の障害のある児童 (2級該当児)	B(3度)程度	3・4(一部)級程度

イ 所得制限

支給要件に該当する者であっても、その者の前年の所得（1月から7月までの手当について前々年の所得）が政令で定める額以上のときは、手当は支給されない。

所得の限度額（政令で定める額）（平成28年4月1日現在）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	4,596千円	4,976千円	5,356千円	5,736千円	1人増すごとに 380千円加算
配偶者・扶養義務者	6,287千円	6,536千円	6,749千円	6,962千円	1人増すごとに 213千円加算

ウ 手当の支払

認定請求した日の属する月の翌月から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給される（支給月 4月、8月、11月）。

障害等級	月額（1人につき）	
	平成28年3月分まで	平成28年4月分から
1級	51,100円	51,500円
2級	34,030円	34,300円

エ 費用負担

国10 / 10

オ 受給者の状況

（各年度4月1日現在 単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
豊田市	740 (119)	785 (152)	795 (183)
みよし市	111 (25)	124 (31)	118 (35)
計	851 (144)	909 (183)	913 (218)

*（ ）は停止者の再掲である。

3 ひとり親家庭への自立支援

（1）遺児手当（事業開始 昭和45年度、県単事業）

ア 目的

両親又は片親がいない状態若しくは重度の障害等の状態にある家庭の児童を監護又は養育している者に手当を支給し、児童の健全育成と福祉の増進を図る。（根拠：愛知県遺児手当支給規則）

イ 支給要件

県内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳以下（18歳到達の年度の末日）の児童を監護又は養育している者。

- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度の障害にある児童
- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童
- ・父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童
- ・その他上記に準ずる状態にある児童（知事が定めるもの）

ウ 所得制限

支給要件に該当する場合であっても、受給資格者又は扶養義務者（平成15年8月から適用）の前年の所得が一定額以上の場合は支給されない。

所得の限度額（規則で定める額） （平成28年4月1日現在）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	1,920千円	2,300千円	2,680千円	3,060千円	1人増すごとに38万円加算
配偶者・扶養義務者	2,360千円	2,740千円	3,120千円	3,500千円	

エ 手当の支払

認定請求した日の属する月から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給される。

（支給月 4月、8月、12月）

手当月額 支給開始 1～3年目 4,350円

（児童1人につき） 4～5年目 2,175円

6年目以降 0円（支給対象外）

※ ただし、平成15年4月1日以前に認定されている受給者については、平成15年4月1日の支給開始とみなす（平成17年8月1日改正）。

オ 費用負担 県10／10

受給者の状況 （各年度4月1日現在 単位:人）

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	受給者	遺児数	受給者	遺児数	受給者	遺児数
豊田市	1,553 (104)	2,363	1,516 (131)	2,332	1,452 (121)	2,301
みよし市	209 (8)	330	186 (12)	288	196 (14)	303
計	1,762 (112)	2,693	1,702 (143)	2,620	1,648 (135)	2,604

*（ ）は停止者の再掲である。

(2) 児童扶養手当

豊田市、みよし市において、手当を支給している。

4 女性相談

豊田加茂福祉相談センターには、女性相談センター豊田加茂駐在室が置かれており、2名の女性相談員が配置されている。

当駐在室は「売春防止法」に基づき「要保護女子」の相談・指導に関するを行うことのほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者（事実婚、前夫を含む、以下同じ）からの暴力被害を受けた女性の相談・自立支援のための情報提供等を行っている。また、「豊田加茂地域 DV 被害者保護支援ネットワーク会議」を開催し、関係機関とのネットワークの構築に努めている。

女性相談員は、日常生活において何らかの悩みや問題を有する女性や、配偶者等からの暴力被害を受けた女性の早期発見に努め、相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行っている。また、DV防止法に基づく保護命令制度の周知や制度利用の支援及びDV証明書発行のための調査面接などを行っている。

(1) 職員の配置状況

現職員数 3名（兼務）、非常勤職員数 2名

(2) 組織図

センター長（室長）— 一次長兼地域福祉課長— 課長補佐— 女性相談員（2名）

- ・ 要保護女子及びDV被害者の相談指導に関すること
- ・ 女性の福祉に関すること
- ・ 女性相談センター駐在室の行う業務の連絡調整に関すること

(注)

愛知県女性相談センター（名古屋市東区）では、電話相談専用ダイヤルとして『女性悩みごと電話相談 052-962-2527（月～金 9:00～21:00、土・日 9:00～16:00、祝日・年末年始は休み）』を開設している。

(3) 相談件数

【平成27年度 項目別相談延べ件数】

(単位 件)

		主訴による分類			主訴による分類					
		電話	面接	合計			電話	面接	合計	
人 間 関 係	夫 等	夫等の暴力	91	130	221	住居問題		11	0	11
		酒乱・薬物中毒	0	0	0	帰住先なし		0	0	0
		離婚問題	36	13	49	経 済	生活困窮	2	2	4
		その他	37	4	41		借金サラ金	0	0	0
	子 ど も	子どもの暴力	5	5	10	関 係	求職	1	0	1
		養育不能	0	0	0		その他	13	7	20
		その他	17	1	18		医 療	病気	14	1
	親 族	親の暴力	9	2	11	関 係	精神的問題	31	14	45
		他の親族の暴力	0	1	1		妊娠・出産	0	0	0
		その他	37	5	42		その他	11	1	12
	交 際 相 手	生活本拠共の交際相手 (含元)の暴力	1	0	1	不純異性交遊		0	0	0
		交際相手の暴力	3	0	3	売春強要		0	0	0
		同性交際相手の暴力	0	0	0	ヒモ・暴力団関係		0	0	0
		その他	5	0	5	5条関係		0	0	0
		その他	5	0	5	ストーカー被害		1	1	2
	家庭不和		3	3	6	合 計		392	191	583
	その他の者の暴力		9	0	9	内 訳	豊田市	307	159	466
	男女問題		3	0	3		みよし市	37	20	57
	その他		52	1	53		その他	48	12	60

【相談延べ件数の年度別推移】

平成25年度	532件	平成26年度	704件	平成27年度	583件
--------	------	--------	------	--------	------

5 高齢者福祉

老人福祉法及び介護保険法の規定により、平成27年3月に「第6期愛知県高齢者健康福祉計画」を策定し、平成27年度から平成29年度までの保健福祉サービスの目標量等を明らかにしている。また、各市においても第6期計画が策定され、介護保険制度の円滑な実施、サービスの充実、介護予防と生きがい対策及び社会参加の促進等各種施策、事業の積極的な推進を図っている。

(1) 介護保険制度の円滑な運営

多様な事業主体の参入により介護を必要とする高齢者が地域で安心して日常生活を営めるように、各種サービスの充実が進められている。また、施設サービスを進めるなど社会全体で支える介護保険制度の円滑な運営を図っている。

当センターにおいては、介護保険制度の適正な運営のため各市に隔年で保険者指導を実施している。

要介護認定者の状況

(平成28年4月末現在：単位人)

市町村	第1号 被保険者	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
豊田市	89,983	2,292	1,875	2,946	2,076	1,448	1,565	1,303	13,505
みよし市	10,113	210	198	227	195	134	119	95	1,178
計	100,096	2,502	2,073	3,173	2,271	1,582	1,684	1,398	14,683

介護保険料（基準額）の状況

(単位：円)

市町村	第4期 (21年度～23年度)	第5期 (24年度～26年度)	第6期 (27年度～29年度)
豊田市	3,838	4,280	4,800
みよし市	3,632	3,680	4,040

老人福祉施設等の設置状況

平成28年4月1日現在

市名	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	指定介護療養型医療施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム（ケアハウス含む。）	有料老人ホーム
豊田市	11	7	2	1	2	18
みよし市	2	1	0	0	1	4

(2) 西三河北部圏域保健医療福祉推進会議

医療福祉圏域における、保健・医療・福祉に関する施策について、円滑かつ効果的な実施のために、関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関等相互の連絡調整を行うことにより、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的として衣浦東部保健所が開催している。当センターもこの会議の事務局構成機関となっており、介護保険施設等の整備計画推進に向けた意見聴取及び連絡調整等を行っている。

西三河北部圏域保健医療福祉推進会議の開催状況（平成27年度）

開催日	主な内容	
平成27年8月26日 (水)	報告	1 地域包括ケアモデル事業について
	議題	1 介護保険施設等の整備承認について 2 地域医療構想について
平成28年1月29日 (金)	議題	1 介護保険施設等の整備承認について
	報告	1 愛知県地域医療計画別表の更新について 2 豊田加茂福祉相談センターの児童相談の状況について

6 障害者福祉

障害者総合支援法を根拠に、本県では、平成27年3月に策定された「第4期愛知県障害福祉計画(計画期間:平成27年度～平成29年度)」に基づき、障害者の自立に向け、入所施設から地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行など障害者福祉の推進を図っている。

(1) 援護の実施機関等

ア 市

障害児・者に対する福祉施策サービスの実施主体は主に市(町村)となっている。(施設サービスについて都道府県が実施主体となっているものがある。)

イ 県福祉相談センター地域福祉課

計画の助言・指導、市相互間の連絡調整、その他市に対する必要な援助を行う。

ウ 児童・障害者相談センター及び児童相談センター

障害児・者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うほか、専門的な相談、指導を行っており、身体障害者手帳・療育手帳の発行を行い、市が交付している。

なお、当管内は西三河児童・障害者相談センター及び豊田加茂児童・障害者相談センターの管轄となっている。

(2) 身体障害者手帳

ア 身体障害者手帳の所持者数

平成28年4月1日現在(単位:人)

障害名 年齢	視覚	聴覚 平衡	音声言 語そ しゃく	肢体 不自 由	内 部 障 害								計	
					心臓	腎臓	呼吸器	膀胱 直腸	小腸	免疫機 能不全	肝臓	小計		
豊田市	18歳以上	696	1,163	116	6,965	1,921	1,101	281	466	30	51	11	3,861	12,801
	18歳未満	8	60	0	218	26	6	7	7	1	0	5	52	338
	計	704	1,223	116	7,183	1,947	1,107	288	473	31	51	16	3,913	13,139
みよし市	18歳以上	80	138	18	711	192	103	32	50	6	6	3	392	1,339
	18歳未満	0	6	2	37	6	0	0	4	0	0	1	11	56
	計	80	144	20	748	198	103	32	54	6	6	4	403	1,395

イ 身体障害者手帳の級別所持者数

平成28年4月1日現在(単位:人)

級別 年齢	級 別							計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
豊田市	18歳以上	3,491	2,117	2,998	2,766	799	630	12,801
	18歳未満	135	73	88	22	6	14	338
	計	3,626	2,190	3,086	2,788	805	644	13,139
	比率 %	27.6	16.7	23.5	21.2	6.1	4.9	100
みよし市	18歳以上	379	227	287	310	68	68	1,339
	18歳未満	20	16	12	4	2	2	56
	計	399	243	299	314	70	70	1,395
	比率 %	28.6	17.4	21.5	22.5	5.0	5.0	100

(3) 療育手帳
療育手帳の所持者数

平成28年4月1日現在 (単位:人)

年齢		級別			計
		A (IQおおむね35以下)	B (IQおおむね36～50)	C (IQおおむね51～75)	
豊田市	18歳以上	851	544	572	1,967
	18歳未満	373	211	398	982
	計	1,224	755	970	2,949
	比率 %	41.5	25.6	32.9	100
みよし市	18歳以上	93	63	54	210
	18歳未満	51	26	53	130
	計	144	89	107	340
	比率 %	42.3	26.2	31.5	100

(4) 福祉施策

ア 在宅重度障害者手当 (事業開始 昭和45年度、県単事業)

(ア) 目的

県内に住所を有する在宅の重度障害者に、その重度の障害ゆえに生ずる負担軽減の一助となるよう手当を支給し、その福祉の増進を図る。(根拠:愛知県在宅重度障害者手当支給規則)

(イ) 支給要件等

支 給 要 件		手当年額	備 考
1種重度障害者	1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつ、知能指数35以下と判定され、療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者	年額 186,000円 (月額15,500円)	特別障害者手当等受給者、施設入所者及び3月を超えて入院している者を除く。
2種重度障害者	ア 身体障害者手帳の1級又は2級の障害者 イ 知能指数が35以下と判定され、療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者 ウ 3級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が50以下と判定され、療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者 ※ ただし、新規の認定は、65歳に達する日の前日までに手帳を取得し、かつ、所持している者に限る。	年額 81,000円 (月額6,750円)	

(ウ) 所得制限

(平成28年4月1日現在)

受給資格者	3,604,000 円	前年の所得 (1月から7月までは前々年所得)
配偶者・扶養義務者	6,287,000 円	

(エ) 支給時期

年3回 (4月、8月、12月)

(オ) 受給者の状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

種別	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	1種	2種	計	1種	2種	計	1種	2種	計
豊田市	30 (5)	3,982 (259)	4,012 (264)	40 (4)	3,891 (276)	3,931 (280)	43 (8)	3,890 (318)	3,933 (326)
みよし市	7 (1)	450 (40)	457 (41)	5 (2)	449 (49)	454 (51)	5 (2)	438 (49)	443 (51)
合計	37 (6)	4,432 (299)	4,469 (305)	45 (6)	4,340 (325)	4,385 (331)	48 (10)	4,328 (367)	4,376 (377)

* ()は停止者の再掲である。

イ 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度である。

(ア) 掛金

加入時の年齢により、1口9,300～23,300円（月額）。2口まで加入できる。

(イ) 給付金

- ① 年金 1口当たり 月額 20,000円
- ② 弔慰金 障害者が死亡したときに支給。ただし、加入期間が1年以上の者。
1口当たり 加入期間により30,000～250,000円
- ③ 脱退一時金 加入者が脱退したときに支給。ただし、加入期間が5年以上の者。
1口当たり 加入期間により45,000～250,000円

※上記は現行制度の内容であり、加入時期によって異なる場合がある。

(ウ) 心身障害者扶養共済制度加入等状況 平成28年4月1日現在(単位:人)

区 分	加入者数	年金受給者数
豊田市	186	126
みよし市	33	7
計	219	133

ウ 西三河北部障害保健福祉圏域会議

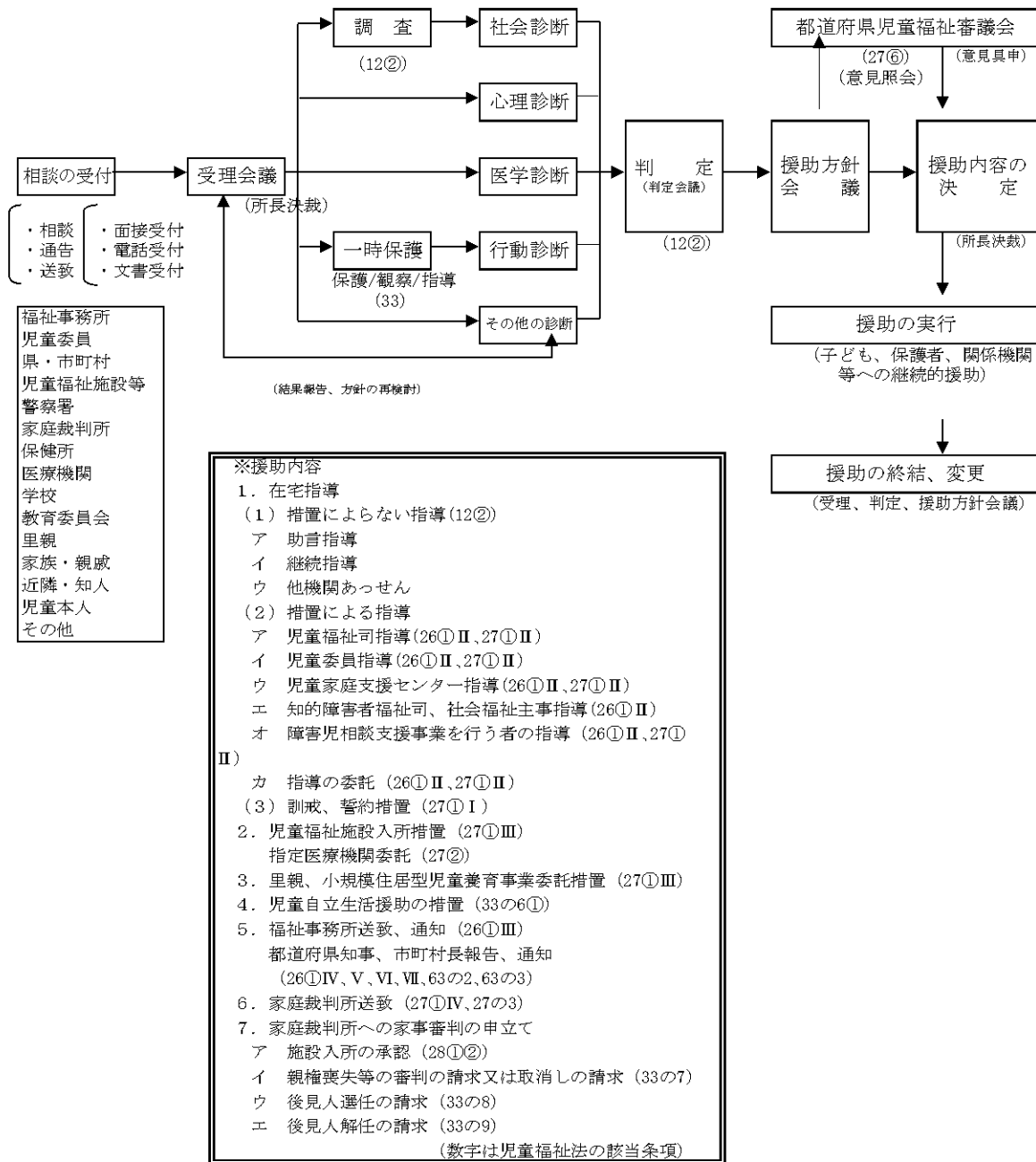
西三河北部障害保健福祉圏域内における障害者等の相談支援体制等に関する課題や情報の共有、課題の解決に向けた検討及び障害福祉計画の検証と策定支援を行うことを目的として設置している。

西三河北部障害保健福祉圏域会議の開催状況（平成27年度）

開 催 日	主 な 内 容	
平成27年8月6日(木)	議 題	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成27年度第1回相談支援アドバイザー会議の内容について ② 各市における第4期障害福祉計画の概要について ③ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について
平成28年2月8日(月)	研修会	<ul style="list-style-type: none"> ① テーマ 「障害のある矯正施設退所者の地域生活定着支援について」 ② 講師 ・ 愛知県地域生活定着支援センター相談員 ・ 名古屋刑務所分類審議室福祉専門官

第4 児童育成課の概要

1 業務系統図



2 相談の状況

(1) 相談の分類

相談の種類は、次の16の種別に分類される。

養護相談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護者の怠慢・拒否（ネグレクト）に関する相談
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障害相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞、注意集中障害を有する児童に関する相談
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
非行相談	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。
	10 ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署から「ぐ犯少年」として通告のあった児童、又は触法行為があったと思われても警察署から法25条による通告がない児童に関する相談
育成相談	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
	12 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する児童に関する相談
	13 不登校相談	学校教育法に基づく学校（幼稚園を含む）及び児童福祉法に基づく保育所に在籍中で、登校（登園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内での幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

(2) 年度別・区分別相談受付件数の推移

平成27年度の相談受付件数は、1,160件と前年度と同じ水準である。相談種別をみると、養護相談が対前年度比10%増加していることがわかる。中でも虐待相談が対前年比41%増加しており、21年度以降、最多となっている。

(単位：件)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
養護相談	233	317	459	391	446	362	398
(虐待再掲)	124	193	245	179	230	214	302
保健相談	0	0	1	2	1	0	0
障害相談	626	628	619	549	662	657	632
非行相談	29	28	42	32	17	46	32
育成相談	90	99	108	145	124	81	92
その他	13	21	18	4	4	8	6
合計	991	1,093	1,247	1,123	1,254	1,154	1,160

(3) 相談種別受付件数 (平成27年度実績)

相談件数は、障害相談が最も多く、全体の54.4%を占めている。以下、養護相談が34.3%、育成相談7.9%、非行相談2.8%の順となっている。
 障害相談の内、大部分は療育手帳の交付・再判定の相談である。

(単位：件)

区分	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談			そ の 他 の 相 談	計		
	虐 待 相 談	そ の 他		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談			適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談
受付件数	302	96	0	5	0	0	29	563	35	18	14	61	10	5	16	6	1,160
割合 (%)	26.0	8.3	0.0	0.4	0.0	0.0	2.5	48.5	3.0	1.6	1.2	5.3	0.9	0.4	1.4	0.5	100

(4) 相談の処理状況 (平成27年度実績)

処理結果については、助言指導が全体の87.4%を占め、継続指導が7.0%、児童福祉施設・里親への措置は2.2%となっている。
 障害相談では助言指導が大部分を占めているが、これは療育手帳交付や再判定の相談である。
 育成相談は性格行動相談やしつけ相談が大半を占め、年齢も小学校低学年が多く、保護者や保育所・幼稚園、学校等への助言で終了することが多い。
 養護相談は、家庭環境等複雑な問題を抱えている事例が多く、継続的な関わりとともに施設入所措置を必要とする場合が多い。

(単位：件)

区 分		面接指導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	福 祉 事 務 所 送 致 ・ 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設措置		指 定 医 療 機 関	里 親 ・ 保 護 受 託 者 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	そ の 他	合 計
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ つ せ ん					入 所	通 所					
養 護 相 談	児童虐待相談	206	56	2	1			18						11	294
	その他の相談	73	11	2				4				3			93
	保健相談														0
	障害相談	630	2											12	644
	非行相談	16	6		6									6	34
	育成相談	86	7												93
	その他の相談	6													6
合 計	計	1017	82	4	7	0	0	0	22	0	0	3	0	29	1,164
	割合 (%)	87.4	7.0	0.3	0.6	0	0	0	1.9	0	0	0.3	0	2.5	100

(注) 「その他」には、障害児施設への契約入所、18歳年齢超過の場合の措置延長を含む。

(5) 一時保護の状況

一時保護は、児童福祉法第33条に基づき児童相談所長が必要と認めるとき、児童を家庭や保護者から切り離して一時保護所に入所させ、若しくは児童福祉施設、里親などに委託して行う。緊急の保護や児童の行動観察、問題の短期治療などを目的とする。養護相談や虐待相談では、児童の安全確保のため職権による緊急一時保護が多い。

(単位：件)

一時保護所	一時保護委託									計	
	児童養護施設	乳児院	支児童援施設	短期情緒治療施設	障害児施設	警察署	里親	病院	その他		
44	42									86	
	19	3	0	0	1	3	8	7	1		
	51.2%	22.1%	3.5%	0.0%	0.0%	1.2%	3.5%	9.3%	8.1%	1.2%	100%

(6) 児童虐待相談

ア 全国・愛知県・豊田加茂児相の児童虐待対応件数 年次推移

児童虐待は、児童虐待の防止等に関する法律が施行された平成12年11月前後から増加が認められ、国民が早急に解決しなければならない課題となっている。

そして、児童相談所の相談にも大きな影響を与え、愛知県では一時減少したものの、平成22年度からは再度増加傾向となっている。

当センターにおいても、平成27年度は対前年度比41%増加しており増加傾向にある。

(単位：件)

年度	10年度	12年度	17年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
全国	6,932	17,725	34,472	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,260※
愛知県	191	547	800	1137	1499	1,730	2,344	3,188	3,726
豊田加茂児相	16	43	106	193	245	179	230	214	302

※27年度[全国]については速報値

イ 虐待相談の受付経路 (平成27年度実績)

虐待の受付経路については、警察が161件で最も多く、次いで市の福祉事務所の順となっている。

心理的虐待については半数以上がDV目撃による警察からの通告である。また、医療機関からの通告は重篤な事例が多く、慎重な対応が必要である。

(単位：件)

区分	市町		保 育 所	医 療 機 関	学 校 等			家 族		警 察	近 隣 ・ 知 人	親 戚	児 童 本 人	里 親	他 府 県	そ の 他	合 計
	市 福 祉 事 務 所	市 町 (そ の 他)			幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会	虐 待 者 本 人	虐 待 者 以 外								
身体的虐待	26	1	1	11	0	11	1	12	12	45	9	1	1	0	4	1	136
性的虐待	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5
心理的虐待	5	0	0	0	0	0	0	0	3	106	11	0	0	0	2	1	128
ネグレクト	2	0	0	1	0	0	0	3	1	10	13	0	0	0	2	1	33
計	35	1	1	12	0	13	1	15	16	161	33	1	1	0	9	3	302

ウ 地区別の状況（平成27年度実績）

管内の市別の虐待件数である。

（単位：件）

区 分	豊田市	みよし市	管内合計	管外	合計
虐待対応件数	263	34	297	5	302
人口（人）	423,206	62,008	485,214	—	—
人口10万人あたりの虐待対応件数	62.1	54.8	61.2	—	—

（注）人口については、平成28年4月1日現在。（「愛知県人口動向調査」による数値）

エ 被虐待児の年齢別・種類別件数（平成27年度実績）

被虐待児の年齢別では、小学生までが75.8%を占めている。特に、乳幼児への虐待は、自らの命を守れないことから死亡等重篤な事態を招くおそれがあり、慎重な対応が必要である。

また、虐待の種別については、通常一つにとどまらないことも多いが、身体的虐待が最も多い。昨今、保護者のDV（ドメスティックバイオレンス）を目撃したことによる心理的虐待が増加している。

（単位：件）

区 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合 計	割 合
0歳～3歳未満	22	0	34	9	65	21.5%
3歳～学齢前	17	0	29	10	56	18.5%
小学生	53	1	44	10	108	35.8%
中学生	21	1	12	4	38	12.6%
高校生・その他	23	3	9	0	35	11.6%
合 計	136	5	128	33	302	100.0%
割 合	45.0%	1.7%	42.4%	10.9%		

オ 主な虐待者の続柄（平成27年度実績）

実母が児童と関わる機会が多いことから虐待に至る割合が高い。実父母以外の者による虐待も14.9%あり、ステップファミリーの子育ての難しさがうかがわれる。

（単位：件）

区 分	父		母		その他	合 計
	実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の母親		
件 数	139	24	118	0	21	302
割 合	46.0%	7.9%	39.1%	0.0%	7.0%	100.0%
	53.9%		39.1%			

カ 虐待相談のうち一時保護（委託を含む）を実施した件数（平成27年度実績）

（単位：件）

区 分	一時保護あり	一時保護なし
件 数	86	216
割 合	28.5%	71.5%

(7) 障害相談

ア 内容別受付件数（平成27年度実績）

障害相談の内容では、療育手帳の申請が最も多く、全体の約78.6%を占めている。

(単位：件)

療育手帳	特別児童 扶養手当	施設入所	障害児施設 利用契約	就学・就職	一般療育	その他	合計
497	98	6	6	8	16	1	632

イ 療育手帳台帳管理件数（平成27年度末現在）

(単位：件)

区分	A判定	B判定	C判定	合計
件数	440	231	447	1,118

ウ 療育手帳新規交付・再判定件数（平成27年度実績）

(単位：件)

区分	A判定	B判定	C判定	合計
新規交付	21	32	86	139
再判定	163	82	95	340

平成28年10月

平成28年度 福祉行政のあらまし

発行 愛知県豊田加茂福祉相談センター

〒471-0024 豊田市元城町3-17

地域福祉課 電話 (0565)33-0294

FAX (0565)33-2212

児童育成課 電話 (0565)33-2211

FAX (0565)33-2212